

② ノンリコースローン

新たな不動産金融として、貸出債権の求償権が担保不動産に限定される「ノンリコースローン」を根付かせる必要がある。そのためには、前述したような不動産の収益性を見極めることが可能となるような各種の環境整備(借地借家法の見直し、賃料情報の開示等)が不可欠である。

③ ファクタリング

売掛債権の買取り、支払保証、回収代行サービス等のいわゆる「ファクタリング」を中堅・中小企業向けの新たな金融手法の一形態として拡大させることが必要である。そのためには、信用保証協会の保証機能の活用等の公的信用補完の枠組み整備や公的機関向け債権譲渡の解禁、ファクタリング業の法的位置づけの明確化等の環境整備が必要である。

(2) 資産流動化・証券化市場育成のための法整備

資産流動化・証券化によって、これまで主として銀行が行ってきた金融仲介機能が分化していくことになるため、新たにそれぞれの役割を担うこととなる主体が効率的に業務が行えるよう制度を整備する必要がある。同時に、それぞれの主体の破綻から資産対応証券の投資家や信託の受益者を保護するための法制度整備が重要である。

① サービサー法の改善

昨年10月に成立した「債権管理回収業に関する特別措置法」(サービサー法)は、貸付債権の回収業務を効率的に行う法的な枠組みを与え、資産の流動化促進の環境整備として評価されるが、使い勝手の悪い面があり改善が必要である。具体的には、第2条2項における債権管理回収業の定義の明確化、第2条1項における特定金銭債権の定義の改善、第12条における業務制限の弾力化等が必要である。

② 倒産隔離等の確保

1) SPCにおける投資家保護

SPC自体の破産申し立ての制限やSPCとオリジネーターの資本関係を切断する規定、真正売買の明確化等につき、現行のSPC法では不十分であり所要の措置を講ずる。また、SPC法に基づく賃料債権の譲渡については、賃料に関する破産法第63条および会社更生法第103条の適用除外とする。

2) 投資信託における受益者保護

信託銀行の保有する有価証券については一定の分別管理を行えば信託であることを第三者に対抗できることとなっているが、一般の投資家には信託財産が分別管理されているか否かは判断できることではないため、信託業法第10条を改正し、信託会社が信託財産として所有する資産については、信託契約締結時に信託会社が分別管理を行っていないことを委託者が知っていた場合を除き、信託法第3条の規定にかかわらず、常に第三者に対抗することができるようにする。

(3) 政府系機関等の保有資産の証券化の実践

資産の流動化・証券化を定着させるためには、法制度面の整備だけでなく流通市場の育成が不可欠である。そのため、住宅金融公庫のローン債権、住宅都市整備公団の賃貸住宅や賃料債権、中小企業信用保証協会の保証付き民間融資をはじめとする政府関係機関等の優良な資産の証券化を早急に行う。これらの証券化商品は運用評価のベンチマークとしての機能を果たし、流通市場の育成に寄与することが期待される。証券化の促進は、政府系機関のバランスシートのスリム化につながり、財政投融资改革にも資する。

4. 21世紀に相応しい金融インフラの整備

ビッグバンや様々な技術革新により金融商品・サービスの多様化が期待されるが、他方で現在の金融法制度にはこれに対応していない部分が残されているため、金融サービスに係る横断的な法制度の整備や、包括的な投資家・利用者保護の制度整備が急務である。金融業を活性化していく観点からは、保険商品の販売の自由化や銀行の他業禁止の見直しなど抜本的な規制緩和や新たなプレイヤーの参入の促進が必要である。また、グローバル・スタンダードに合致した金融市場やシステムを構築する必要がある。

(1) 金融商品・サービスの多様化や更なる技術革新に対応した法制度の整備

① 横断的な金融法制度の整備

1) 金融サービス法等の制定

金融ビッグバンが成功を収めるには、従来型の業態別の縦割り法制を改め、横断的な法制を整備することが必要である。有価証券の定義に米国証券法における「投資契約」のような包括項目を取り入れる、あるいは、英国金融サービス法のような証券・投資信託・商品・保険などにわたる横断的な法律を制定するなど、広く統合的な投資家・利用者保護の実現を図るとともに、新商品開発等の金融技術革新の意欲を阻害しないような制度を整備する。

2) 証券化法の制定

集合型投資およびその業者を規制する法律に関しても、投資対象ごとの縦割り法制の問題があり、有価証券取引に関しては証券投資信託法、商品先物取引については商品ファンド法、不動産については不動産特定共同事業法、リース・クレジット債権については特定債権法、SPC法が存在する。法制度の整備自体は望ましいが、証券化商品の組成に関するスキームが乱立するのは、流通市場の形成を阻害する恐れがある。したがって、中期的にはこれらを統合して、証券の組成に関する包括的な法律として「証券化法」を制定し、定型化した証券化商品を組成する。

② 受託者責任ルールの制定

資産運用ニーズが多様化・高度化するなかで、資産運用関係者の役割・責任がますます重要になるが、受託者責任に関して法律上明確になっていない分野がある。とりわけ企業年金の分野では、法制そのものが縦割りであるのに加え、厚生年金基金の理事については法律上は忠実義務以外の規定がないなど問題がある。このため、受託者責任ルールに関して包括的な特別法を制定し義務を明確化する。

③ 投資家・利用者保護のための法制度整備

徹底した情報開示に基づく自己責任原則は当然のことであるが、金融商品の高度化、金融関連サービス提供者の多様化に伴い、投資家・利用者保護の在り方も見直さなければならない。幅広い金融サービスに対して横断的に適用される法的枠組みの確立とともに、消費者に対する信用供与についても、欧米の統一的な消費者信用保護法を参考としつつ、消費者信用を行う全ての業態に対し横断的に適用される法制を構築することを視野に入れて検討する。

(2) 金融の情報化・電子化に対応した環境整備

金融EDI(Electronic Data Interchange)や電子マネー等、資金決済分野における電子化の進展が予想される中で、システム全体を円滑に機能させるための取引の信頼性確保や消費者保護、事故・損害等の発生時における関係者の損失分担等に係るルールについて個別立法による手当は存在しないほか、関連業界の約款等による対応の整備も必ずしも十分とは言えない。したがって、米国をはじめとする諸外国の実情を十分踏まえるとともに、海外の法制度との整合性を念頭に置いて、電子資金取引に関する新規立法(例えば、「日本版EFT(Electronic Fund Transfer)法」、「電子マネー法」等)も含めた法制度の整備が必要である。

(3) 金融産業への新たなプレイヤーの参入の促進のための環境整備

連結納税制度の早期導入、株式交換制度と株式交換に伴う譲渡益課税の減免等、持ち株会社に係る制度の整備を行う。

(4) 使い勝手がよく効率的で競争力ある金融市場の構築

① CP市場の抜本的改革

- 1) ペーパーレス化を含むCPに係る新たな法制度の整備を行う。また、CPに対する印紙税の廃止を検討する。
- 2) バックアップライン契約の利息制限法と出資法上の取り扱いを明確化する。

② 社債等登録法の廃止と新たな法制度の整備

- 1) 個別記番号管理を廃止するほか、受寄者名義登録制度を導入する。
- 2) 社債・株式・CP等の各種証券の統一決済システムを構築する。システムは国際標準に合致するものとし、またシステムの構築に対しては21世紀に不可欠なソフトインフラの整備と位置付け、政府として支援のための予算措置を講じることを検討する。
- 3) 金融機関名義で登録された社債のみが源泉徴収を免除される制度を改正し、全ての社債の源泉徴収を免除する。

(5) 円の国際化に資する短期金融市場の整備

内外の市場参加者がいつでも円滑に資金調達・運用を行い得るためには、十分な厚みを持った市場の整備が必要である。特に短期金融市場においては、中核的な指標となりうる短期の国債の市場整備が急務である。こうした観点から、FBの市中公募入札制度を速やかに導入し、定着を図ることにより、非居住者にとっても魅力的な投資機会を提供する。こうした営みは円の国際化を一層推進するための有力な手段となる。

(6) 金融関連税制の抜本的改革

① 金融関連税制の抜本的改革

税制を考える上では、「簡素」、「中立」、「国際化への対応」を念頭に置きつつ検討することが必要である。特に金融税制については、国際的な資金移動が一段と活発化している状況下、資金の運用・調達活動にできるだけ中立的な制度設計を行う。また、21世紀の金融の姿を展望した場合、金融資産が売買や担保取引などを通じて市場で円滑に流通し得るよう、環境を整えていくことが必要であり、現在こうした流通を阻害している有価証券取引税、取引所税、印紙税などの流通税は撤廃する。さらに、市場の価格形成に歪みをもたらしやすい源泉課税制度の撤廃を含めて、金融所得課税の抜本的改革を早急に検討する。

② 納税者番号制度の導入

一方で、所得の正確な捕捉を通じ課税の適正化を図るため、より中立的な総合課税を可能とするために納税者番号制度を導入する。

5. 公的金融・財政投融资制度の抜本的改革と21世紀の金融行政

今や政策金融をはじめとする公的金融は、民間金融機関の活動を補完するという本来の役割を超えているのみならず、金融・資本市場における適正な価格形成を歪めており、肥大化し過ぎた

公的金融・財政投融資制度の抜本的改革なしには、ビッグバンをはじめとした民間金融制度改革の効果は極めて限定的となる。我が国の金融・資本市場、金融業を真の意味で活性化させるためには、こうした公的金融・財政投融資制度の抜本改革を通じて、我が国における金融システム改革を完結させる必要がある。同時に、護送船団方式から決別し、リスク管理と自己責任に裏付けされた、新たな時代に相応しい金融行政のあり方を構築する必要がある。

(1) 公的金融・財政投融資制度の抜本的改革

① 郵便貯金・公的年金のあり方

公的金融・財政投融資制度は、政府による巨大な金融仲介・資金調達制度とみなせるが、この存在自体が我が国金融・資本市場の発達を遅らせ、市場における適正な価格形成に攪乱的な悪影響を与えている。郵便貯金・簡易保険業務については、中央省庁等改革基本法に則り、郵政事業庁、そして郵政公社に移管されることとなっているが、以上のような観点から、その後も引き続き経営形態のあり方を見直すことを検討すべきである。また、厚生年金、国民年金の積立金を財政投融資の原資とすることについても見直すべきである。

当面は、中央省庁等改革基本法に則り、郵便貯金・公的年金の資金運用部への委託を廃止し、全額自主運用として、すべて財政投融資計画の枠外に位置付ける。その上で政府内で受けている事実上の補助金(法人税、住民税、固定資産税や預金保険料、日銀への準備預金等)を国民に明確化する。また信用リスクプレミアムや金利の期間構造に整合的な、市場原理に則った貯金金利・預託金利の設定を義務付ける。こうした措置は、2001年4月からのペイオフ凍結解除後の我が国金融システムにおける、官と民による金融のイコールフットイングを確保するために不可欠である。

② 政府系金融機関のあり方

個別の財投対象機関については、その事業が政府の活動として行なう必要があるかどうか、客観的な政策評価機関を設けたうえで徹底的に吟味を行い、その必要性がないとされた活動については廃止、あるいは民営化を図る。政策的な理由から資金調達をする必要がある場合には、必要な資金は財投機関債等でファイナンスするなど、できる限り民間の資本市場を活用し、資本市場の発展を促すことが21世紀における我が国の金融システム改革につながる。また、証券化等の金融技術を最大限活用すると同時に、直接融資型中心から債務保証・リファイナンス型中心へ転換を図る。これはリスク管理技術の高度化にも資する。

(2) 望ましい金融行政のあり方

金融監督・検査を含む金融行政の遂行にあたっては、健全で円滑に機能する金融システムが我が国経済の発展の基盤となるとの基本的認識にたつて、常に実務的観点を踏まえつつ、産業・経済全体への影響にも十分配慮する必要がある。原則的な方向性を堅持しつつ、状況に応じて機動的・弾力的な対応を行なうことが求められ、そうした金融行政が可能となるような体制の整備が喫緊の課題である。

① 金融行政の一元化と人員の確保

財政と金融の分離を図るため、金融行政を新設の金融庁へ早期に一元化する。その際、既存の省庁からの人材のみならず広く官僚システム以外からも人材を登用する。官僚システム以外からの人材登用にあたっては、公認会計士をはじめ、法曹、格付機関など専門性を持った人材を幅広く募る。また、業務については可能な限りアウトソーシングを行う。

② インセンティブとペナルティによる効果的な検査・監督

1) いわゆる護送船団方式を排し、個々の金融機関がリスク管理を強化し、自己責任で業務を運営することができるよう、金融機関内部のリスク管理モデルを活用した監督やプリコミットメント・アプローチ(金融機関による事前申告と監督当局による事後評価を基準とした監督)など新たな効果的な監督のあり方を検討する。その際、あくまで

明確なルールの設定とそれに対する事後チェック監督体制の確立、いわゆる数値基準等形式的規制だけで評価するのではなく広く金融機関行動全般に配慮した監督体制の確立が望まれる。

2) BIS自己資本比率規制の国内適用について、画一的な信用リスクウェイトや株式含み益のTier2(補完的項目)算入等の見直しを行う。

第4章 活力と国際競争力のある産業の再生

金融機関の不良債権と裏腹の問題として、産業には大規模な過剰債務と過剰設備及びこれに伴う過剰雇用が広範に存在する。21世紀において引き続き豊かな国民生活を維持し、質の高い雇用を維持していくためには、資本と労働の生産性を大幅に向上させ、真に活力と国際競争力のある高い付加価値を生む産業を再生していかなければならない。そうした産業再生・発展への道筋を明確に示すことが国民の将来への不安を軽減することにもなる。また、産業の再生と資本の収益率の大幅な改善なしには金融システムの再生も困難である。

こうした認識に立って、産業における過剰債務と過剰設備を迅速に処理すると同時に、健全で創造的な競争社会の下で、将来大きな成長が期待される産業分野に経営資源等を集中して、その急速な発展をめざす。既存企業内部での新規事業も含め起業を積極的に支援するとともに、21世紀を担う産業の発展に技術開発を含め国を挙げて戦略的に取り組むことが重要である。

1. 産業再生に向けたフレームワーク

資本の生産性が低下している大きな要因は、過剰債務や過剰設備による資産効率の悪化であり、短期間のうちに過剰設備を処理することが重要である。併せて、成長分野における設備投資を促進するとともに、資本等の経営資源の効率的・効果的な活用がなされるよう経営組織革新のための環境を整備する。

(1) 過剰設備の処理の支援

今後2年間で過剰設備が集中的に処理されるよう、その促進のため、2年間に期限を限って次のような措置を講じる。

○ 設備廃棄に伴う欠損金の繰り越し期間を現在の5年から10年以上に延長するとともに、現在原則として認められていない欠損金の繰り戻しについても少なくとも過去2年についての繰り戻しを認める。

○ 設備廃棄を伴うM&Aに対して登録免許税・譲渡益課税の減免等の促進税制を導入する。

○ 設備廃棄に伴い遊休化する土地の流動化を促進するため、当該用地に関し用途地域規制等土地利用上の諸規制を徹底的に緩和するとともに、土地の新たな活用に伴い必要とされるインフラの整備を行うため、国等の公共投資において特別に配慮する。また、土地の有効利用を進める観点から住宅都市整備公団、民間都市開発推進機構等公的機関による買い上げを促進する。

○ 設備廃棄に伴い発生する解体費用、退職金等の費用について、時限を切った緊急的な措置として、政府系金融機関から超低利融資を行う。また、設備廃棄により生じる企業の過剰債務を解消するため、第3章で提言しているデット・エクイティ・スワップ等を活用する。

(2) 成長分野での設備投資促進

○ 対象を情報通信、バイオ、環境・新エネルギー等21世紀に高い成長が見込まれる分野に限定して、3年間の加速償却等の大胆な設備投資促進税制を導入する。

(3) 情報化の強力な推進

○ 情報技術を広範に活用して社会のあらゆるレベルにおいて情報化を強力に推進することは、21世紀に向けての産業発展の起爆剤となり、さらには経済成長の鍵となる。情報技術の活用は、個別の企業にとって経営資源の生産性の向上、業務の大幅な効率化とスピードアップ、コストの削減等につながるだけでなく、企業間のネットワーク化、経済全体の活性化と効率化を実現することになる。さらに、情報通信分野のみならず、幅広い分野において様々な新たな産業やビジネスチャンスが創出されることになろう。

○ かかる観点から、電子商取引をはじめとする経済・産業の情報化を短期間のうちに推進するため、取引ルールや認証、セキュリティ対策、標準化等に関し法制度を含む環境を早急に整備する。また、情報化を急速に進めるため、電子商取引等に関する先導的な国家的プロジェクトを進めることとし、必要な予算措置を講じる。

○ 第5章において提言するように、情報インフラを21世紀への重要な戦略的インフラと位置付けて投資を強力に推進するとともに、一層の規制緩和等により通信コストを大幅に低減させるとともに、通信容量の拡大を図る。

(4) 経営組織の革新

○ 事業者の再挑戦を可能とするとともに、経営資源の再利用を図る観点に立って、倒産関連の法制(会社更生法、和議法、会社整理、特別清算、破産法)を、より柔軟で迅速な対応ができるものに抜本的に改める。具体的には、例えば以下のような改革を行う必要がある。

- 現在の仕組みは、再建型と清算型に二分して処理されることになっているが、これをより柔軟な処理が可能となるよう改正し、同一手続きの中で、自力再建、スポンサーによる再建、営業譲渡の実施による半分再建・半分清算の処理、清算等多様な手続きの処理を可能とする制度を構築する。併せて、倒産処理の申立てと同時に債務者会社の財産を自動的に保全する効力が生じる制度を導入する。
- 再建手続きにおいて、再建計画によらなくても、営業譲渡が可能であることを明文で規定することによって、再建計画前の営業譲渡を容易にする。
- 事業者の再挑戦を可能とするため、企業債務について個人保証をしている経営者等の個人の更生・免責手続きの申立てを認め、企業再建の手続きと個人の保証債務を一体的に処理することを可能とする。

○ 会社組織の分社化・グループ化・フラット化に対応できるよう、連結納税制度、株式交換制度等、持株会社に関連する制度を整備するとともに、会社分割法制を整備する。また、株式交換に係る譲渡益課税を免除する。

○ 産業の再編を円滑化するため、以下のような制度改革を行う。

- 商法上、会社設立後2年以内に一定規模以上の資産・営業を買収する場合には、その価格の適正さについて検査役による確認が必要とされている。こうした手続きには、相当な時間と手間が必要とされる一方、その必要性和実効性については疑問とする向きが多いことから、万一買い取り資産の価値が買い取り価格よりも低いような場合には取締役が補填責任を課すこととして、検査役による確認の義務づけは撤廃する。
- 特定企業の株式を買い取る際、買い取り後に株式保有割合が3分の1を超える場合には、買い取りを公開買付によるべきことが証券取引法上定められている。この結果、想定していた株主以外からも売却要望が出された場合には、買付株式数を想定以上に増やし、公開買付価格での買い取りををするか、あるいは想定していた株式数の中で要望に応じてプロラタ

で買い取り株式数を配分せざるを得ない。前者の場合では、想定以上の株式買い取りを行うことになり、後者の場合では当初の売り手が想定していただけた株式の売却ができないことになる。このため、仮に少数株主の権利を不当に損なった場合には補償を行う等の条件を付した上で、制度を弾力化する必要がある。

○ 企業経営の透明性・健全性を高める中で、経営資源を効率的かつ適切に組み合わせ、活用し、創造性・革新性の発揮を通じて生産性を向上させていくため、株式持ち合い解消の円滑化、監査役の独立性の一層の強化、会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査の実効性の確保等により、日本型コーポレート・ガバナンスを改革する。

2. 起業支援と戦略的技術開発

我が国の産業が活力を取り戻すためには、新たな雇用機会を生み出し経済の活力の基礎ともなる新事業創出が鍵となる。そのためには、起業を積極的に支援するとともに、イノベーションが次々と起こる社会にすることが必要である。

起業を支援するためには、起業の制約となっている種々の制約を集中的に排除することが必要である。また、日本の技術開発は、長期的な視点や明確な目標を欠いていると言わざるを得ない。技術開発の活性化の鍵は民間部門が握っていることは言うまでもないが、そのため官民を挙げて技術開発に関する明確な戦略的方向を見出すことに取り組むべきであるし、それに応じた必要な政策的措置がとられる必要がある。

(1) 起業の支援

起業に関しては、資金、人材、技術、経営資源、販路開拓等各面における支援等を総合的・有機的に講じることが重要であり、特にソフト面に十分配慮していく必要がある。また、上に述べた倒産関連法制の改革をはじめとして、事業者の再挑戦を可能とする仕組みを構築することが求められる。

① 税制面の支援

○ 新たに事業を起こした企業は、物的担保が乏しく資金調達が困難であり、新たな投資や研究開発投資を行う場合には、内部留保に頼らざるを得ない。このため、新たに事業を起こした企業について、収益の一定額を内部留保するための準備金制度や、創業コスト軽減のための登録免許税の減免制度を創設する等、起業を支援する税制を創設する。

○ 中小・ベンチャー企業は、リスクが高いため、エンジェルを輩出・育成するためには、エンジェルが損失を被った場合の負担を軽減する必要がある。このため、公開3年前から保有していた株式の譲渡益を圧縮する「創業者利得の特例」の拡充、投資先のベンチャー企業が事業に失敗し損失を被った場合に、当該損失の繰越控除を認める現行の「エンジェル税制」を給与所得との通算を可能とする等、エンジェル支援税制を強化する。

○ 中小・ベンチャー企業への投資額の一定額を上限とした準備金制度を設ける等ベンチャーキャピタルに対する支援税制を創設する。

② 店頭市場の改革

○ マーケットメイク制度の本格的な実施、株式公開前の一定期間、第三者割当増資等による企業の資金調達を規制している、いわゆる「公開前規制」の見直し等、店頭市場の活性化のための措置を講じる。

○ 店頭市場を、中小・ベンチャー企業にとって魅力ある市場とするため、「市場」開設者を「証券業協会」に限定している規定(証券取引法67条)を改正し、証券業協会以外の者が株式会社形態等により、「市場」を開設できるようにする必要がある。

③ 公的部門の業務の民間委託等

アウトソーシングビジネスの発展の起爆剤ともなる、公的部門の業務の民間委託や民営化を積極的に推進するため、法改正を含め制度整備を行う。

④ マイクロビジネスの育成

SOHOにみられるようなマイクロビジネス(零細・個人企業)を育成するため、創業資金に対する政策融資、事業に対する助成、経営に対する支援等を行う。特に、マイクロビジネスは、地域性が強く、また地域における大きな雇用創出効果が期待されるので、地方自治体が思い切った支援を行うことが必要である。

⑤ SBIRの拡充

中小企業に政府の技術開発費を重点的に配分して、技術開発・起業を促進するSBIR(中小企業技術革新制度)を積極的に推進するとともに、開発後の事業化を積極的に促進する。また、同制度をより効果的なものとするため予算額を大幅に拡充する。

⑥ 規制緩和

新規産業を創出し、起業を支援する観点からも、情報通信、医療・福祉、雇用・労働、基準・規格及び検査・検定等をはじめとして規制緩和を推進する。

(2) 戦略的技術開発の推進

○ バイオ、情報通信、環境・エネルギー分野が、21世紀型の産業の核となることは間違いない。こうした分野で技術開発を活性化させるため、個別の企業の対応に委ねるだけではなく、技術開発に具体的な目標を明示して国家的な取り組みを行なうことが必要である。そのような取り組みは官主導ではなく、民間活力を最大限引き出すことに主眼をおかなくてはならない。

○ 企業、個人の技術開発に対し、実効性の一層の担保等の適切な知的財産保護、税制等のインセンティブを強化する。特許法等の知的財産保護法制を強化するとともに、増加試験研究費税額控除制度の拡充等税制を整備する。

○ 新産業の創出を支援するという視点から、政府、地方自治体の戦略分野での技術開発費を大幅に拡充することが必要である。その際、既存の技術開発については、有効性、事業創出効果等の観点から見直しを行う。技術開発においては最大限民間活力を活用するとともに、事前及び事後の評価を徹底して行う仕組みを導入する。

○ 技術開発に関連する研究開発施設等のインフラを整備する。

○ 日本の技術開発が停滞してきた大きな理由の一つに、産官学の連携がおろそかにされてきたという点がある。特に大学や国立の研究機関の研究が産業レベルでの技術開発と切り離されてきた点が問題である。こうした点を是正し、産官学の連携を強化するため、国立大学教官や国立研究機関の研究者の民間企業役員の兼業を認めるなど法制面を含め環境整備を行なう必要がある。

3. 人材基盤の整備

資本と並んで重要な経営資源である労働力(人材)の生産性を向上させるため、第2章Ⅱ.の「1. 個人の転職能力を高め、雇用の安心を確保する政策」において述べた、転職希望者に「能力

開発バウチャー」を支給して、転職に伴い必要となる新しい技能を効率的に修得できるようにする制度の創設、労働者派遣及び職業紹介事業の原則自由化等の施策を活用して、個人主導の能力開発を積極的に進めるとともに、人材の適材適所を実現することが必要である。また、教育改革を実行し、質の高い人材を育成する。教育の内容に関しても、情報化、国際化、起業の重要性等、経済社会のニーズに柔軟に対応していくことが重要である。

4. 知的基盤の整備

起業や戦略的技術開発といった創造的活動に対して必要な情報・知識を提供する知的基盤を整備する。

(1) 技術開発等の共通基盤である標準・試験評価方法を充実整備するとともに、化学物質、生物資源等の研究材料を円滑に供給し、また、これらに関するデータベースを整備することが重要であり、そのための予算措置を充実する。

(2) 政府が保有するデータのうち、提供を有料化して事業化が可能なものについては、事業化を促進して活用を図る。

(3) 産業の国際競争力にとって決定的に重要な国際標準を獲得するため、官民を通じる体制を整備し、日本で開発された新技術等を国際標準に提案することをはじめとして積極的に取り組む。このための予算措置等を拡充する。

5. 21世紀を先導する産業の創出

21世紀に向って、日本経済をリードするような新たな産業を、国家的なプロジェクトとして育成していかななくてはならない。特に情報通信、環境、医療・福祉・バイオテクノロジー、流通・物流及び金融は、21世紀において高い成長が期待されるとともに、今後人材の流動化が進んでいく中で質の高い雇用機会の創出が期待される重要な戦略的分野である。海外の主要先進国をみても、こうした分野の発展には国家的な取り組みが行われ、その成果がそれらの国の経済活力の重要な源泉となっていることは明らかである。残念ながら我が国においては、GDPに占める先端分野への研究開発投資の比率が非常に低い。さらに、そうした先端分野の産業化という点でも、欧米諸国に対して遅れをとっている面が少なくない。一刻も早くこうした状況から脱却し、戦略分野への積極的な取り組みを行なうことで、これらの分野において我が国が世界のトップランナーとなる必要がある。それによって、日本の経済の活性化を促すとともに、世界に貢献していくことが可能となる。

(1) 国家戦略の策定

○ 重要な戦略分野を急速に発展させるための具体的な国家戦略を、官民が共同して設置する委員会等の場において今後一年以内に策定する。その際、我が国及び海外諸国のこれまでの成功例及び失敗例を十分に検証し、それらを踏まえて各分野の効率的な発展を実現する戦略を策定する。戦略は各分野の状況に応じて異なった内容となろう。官民あげての集中的な研究開発プロジェクトを立ち上げる分野、民間活力を最大限活用するための迅速かつ徹底した規制緩和・規制撤廃が求められる分野等、具体的かつ効果的なものとする必要がある。戦略は定期的に事後評価を行い、その結果を政策等に常にフィードバックして政策効果を極大化する。

(2) 戦略的規制緩和の実施

○ 新たな産業の発展という明確な視点にたった戦略的規制緩和を、1年以内に集中的に実施する。特に、現在、規制の下で公的関与の度合いが高く、主体も限定されている医療・福祉分野に関しては、民間活力の最大限の活用や新たな雇用機会の早期創出という観点からも抜本的な規

制緩和を行うことが必要である。さらに、情報通信分野、流通・物流に関しても一層の規制緩和を行う。

○ 規制緩和と並行して、産業の円滑な発展という観点からみて現在の制度が不十分な分野については、例えば金融分野における横断的法制の構築等、制度を早急に整備する。

(3) 資源の集中的投入

○ 策定された国家戦略に基づいて、資源を集中的に投入する。官民が協力する国家的な技術開発プロジェクトを立ち上げ、その成果を民間部門に移転する手法、民間による先端分野での研究開発を強力に支援する大規模な国家基金の創設による先端分野での研究支援など、分野に応じて適切な手法を選択する。

○ 産業の創出を目的とする技術開発を重点的に実施するとともに、技術開発の成果の事業化に対し予算・税制を含め強力な支援を行う。

○ 重要な戦略分野の発展のために必要なハード及びソフトインフラの整備に、中央及び地方において予算を重点的に配分する。

(4) 人材の育成と移動の円滑化

○ 新たな産業に対応できる生産性の高い人材を育成するため、個人が主導して行う能力開発に対する国等の支援を強化する。

○ 人材移動を円滑化するため、労働関係法制を全面的に見直すとともに、情報の提供をはじめとするインフラ整備を民間活力を活用して進める。

○ 海外との人材交流を活発化し、産業の活性化を図る観点から、海外から多数の優れた研究者、技術者等を招聘するプログラムを創設する等、環境を整備する。

(5) 国際標準の確保

○ 国際標準の確保が産業の国際競争力と収益性を大きく左右する状況になっていることを踏まえ、産業の発展戦略においては、国際市場を対象に国際標準の獲得に積極的に取り組む。欧州諸国がデジュール・スタンダード(制度的標準)の確保に力を入れていることから、我が国としても米国・アジア・欧州諸国等との連携を進め、デジュール・スタンダードを戦略的に確保する。

○ 標準に関する国際会議等で活動できる人材を育成し、また、政府は民間企業の参加・活動に対して全面的な支援を行う。

(6) 先導的国家プロジェクトの実施

○ 欧米諸国、特に米国では、国家的なレベルで戦略的産業創出のプロジェクトが進行している。我が国もこうした欧米の動向を踏まえつつ、戦略的な分野において新たな産業を創出するため、先導的な大型国家プロジェクトを早急に企画・実施する。これらのプロジェクトに対しては、政府等が十分な予算措置を講じることをはじめとして、上に述べた政策を総合的に実施する。

第5章 21世紀に向けた戦略的インフラ投資と地域の再生

社会インフラ整備の目的は、一人一人が豊かで快適な人生を送るための基盤を提供することにある。21世紀には、豊かな自然環境、快適で安全な居住環境、個性あふれる文化環境に対するニーズがこれまで以上に増大し、このための社会インフラがより一層必要となってくる。しかしなが

ら、過去10年間で振りかえると、バブル崩壊後の景気後退の影響を和らげるために大規模な公共事業が次々と展開されたにもかかわらず、地方経済は疲弊し、また都市活動を支える社会インフラは老朽化し始めている。景気浮揚のために投資効果が十分でない事業も数多く行われてきた。

今日、国際競争力の観点からは、アジア地域のなかで日本が十分に魅力的な投資環境を備えているかどうか懸念する声が強くなっているが、財源面では、度重なる国債の増発によって政府の長期債務が増大している。これからの人口構造の変化や潜在経済成長率の低下を考慮すると、増大し続ける負担を後代に先送りすることは危険である。景気の低迷は地方自治体の財政を急激に悪化させ、新しい政策を実現するための財源の確保が難しくなっている。

経済戦略会議は、これらの問題点を踏まえて、短期的視野でいたずらに公共投資の規模を拡大させるのではなく、利用者サービスの向上を目指した21世紀型の制度へ質的に転換させていくための基本戦略が必要であると考えます。

この基本戦略は、限られた公的資源を中央主導型から地域の自主性と責任を重視した配分に変更し、一つ一つの事業をより効率的に行うためのものであり、また、今後日本が直面するであろう制約条件の変化を考慮したものである。

ここで、考えておくべき制約条件は次のような点である。

- ① 社会インフラ投資にかかる負担と受益を世代間でできるだけバランスさせること
- ② 高齢化社会に向けて、急増する高齢者のニーズにも応えられるようなインフラ整備を行うこと
- ③ 大気や水質など安全な生活を送るための環境制約を十分考慮すること

これらの制約条件を十分考えた上で、これまでの社会インフラ制度を次のような方向に転換すべきだと考える。

- ① 中央集権的に行われてきた全国的な投資配分を、国主導型のプランから地域戦略を重視したプランに変更する。このため、第2章で述べたような自主財源を活用して地域主導型の戦略を策定することにより、地域ごとに異なる社会インフラの優先順序を明らかにする。これを踏まえて、全国的な計画の策定を行う。
- ② 広域ブロック単位で国際競争力の強化につながる空港、港湾等への集約的・集中的投資を行うため、都道府県の連携等による広域ブロックでの戦略的インフラ整備方針を策定する。
さらに、都市インフラの強化と、全国規模で人、物、情報の移動を活発化させるネットワーク型インフラの整備に重点的に取り組む。
- ③ 縦割り型インフラ整備を省庁横断型に変える。特に、環境分野では、基準や環境アセスメントのルールの設定、廃棄物などの処理方法を省庁横断的に設定し、環境の悪化を避けるための方策を緊急に作成する。また、情報の分野においても、省庁の壁を超えて、インターネットに重点を置いた我が国全体の高度情報化を推進するための国家戦略に取り組む。
都市開発プロジェクトについては、民間の自由な発想による大胆な都市計画手法を活用できるよう、総合的整備手法を導入する。
- ④ 事業選定にあたっては、透明性、効率性、事後評価の3原則を重視し、費用便益分析の活用徹底等により、アカウントビリティを強化する。また、事業選定、事後評価等において住民参加を積極的に取り入れるとともに、事業選定及び事後評価を含めた統一的な評価システムを導入する。さらに、地域の雇用吸収など雇用維持の

ために選定される事業については見直しを図り、将来的な地元産業の振興につながる施策に切り替える。

⑤ 効率的な事業実施のために、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)など民間活力を活用した事業運営方式や民間に蓄積された建設技術を活用できるような発注・入札方法を導入する。また、外部委託やNPOなどの団体を活用する。

⑥ 地域ごとの責任分担を明確にするために、市町村の運営や意思決定システムを「地域経営」を重視したシステムに変える。税収が減少し、財源制約の大きい市町村では、公共サービスのスケールメリットを実現するために、テーマごとに連携する広域的な取り組みを進める。また大規模施設等、維持管理費が長期にわたって上昇するようなものについては、そのコストをあらかじめ住民に開示した上で、実施を決める。

これらの変革を実現するために経済戦略会議は、今後10年間で重点的投資と制度変革期間とし、地域の責任を明確にした体制に移行すると同時に、新たなニーズに向けた投資の転換を行い、効率的な事業の実施が行える施策を確立することを提案する。

1. 未来型社会資本整備への基本戦略

1. 横断的社会資本整備計画への転換と地域経済再生に結びつく計画の策定

疲弊した地域経済の回復を目指して、20世紀に蓄積した日本の技術・資源を最大限活用するためには、経済再生の推進力となる新たなインフラ投資の分野を確定すると同時に、そのような資源配分を可能にする新しい計画の策定プロセスと体制づくりが必要である。

第一に、全国レベルで、今後の公共投資の投資重点分野を確定し、思い切った重点化を図る。具体的には、都市、住宅、情報、環境、教育・人材育成、福祉、国際物流等21世紀に不可欠な分野を優先する。

また、情報、環境においては省庁横断による国家戦略を練り、民間の設備投資を促す枠組みをつくる。

第二に、地域間競争をより活発化させるために、地域の実情を踏まえた戦略プランを地方主導で策定し、公共サービスのメリットを広域的に確保するための基盤づくりを強力に進める。

地域ごとの産業構造・人口構造の変化を踏まえた適正な投資配分を実現するために、地方公共団体、産業界、国等が協力して、地方主導で広域戦略プランを策定する。

この結果が各省の計画に反映されるよう、これを省庁横断的なプロジェクトチームで調整した上で、全国総合開発計画に反映させるとともに、省庁別の社会資本整備計画の見直しを行う。このような方式の変更により、現行の全国総合開発計画を未来先導型のグランドデザインにふさわしいものにする。

○ 情報と環境の二大分野については、省庁の枠組みを超えた国家戦略が必要であり、内外の専門家から成る情報インターネット戦略委員会、環境資源循環戦略委員会を首相直轄のタスクフォースとして設置する。

○ 地方広域ブロックレベルで公共投資の戦略プランを策定する。

- 地方広域ブロック毎に地方公共団体、経済界、国等が協力して、広域戦略ブロック会議を設置し、地域経済再生に資する根幹的公共投資の優先順序を明確にした基本開発計画を作成する。根幹的公共投資とは、情報通信ネットワーク、空港、港湾等を指し、物流と人流の高度化等に役立てる。
- 分野別計画の見直しについては、例えば、農林・水産業のための公共事業を環境保全分野にシフトする等、地域ニーズをより明確に把握した上で見直す。